

役員報酬・費用弁償規程

社会福祉法人ささえ愛

役員報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささえ愛（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第20条に規定する理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の結果として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の名を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、

別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応の業務に従事したときは別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。
- 3 旅費等は、原則として出張終了後の精算による支払いとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日に第4条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

- 2 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年9月1日より適用する。

附 則

(当面の処置)

第1条 当分の間、本規定に基づく支払いは、状況に応じて行うこととし、その可否は理事長の判断とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1(第3条・第5条関係)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|-------|-----------|--------------------------------|
| 理 事 会 | 日額：5,000円 | 実費額。ただし、自家用車の場合 は、1kmにつき20円 |
| 評議員会 | 日額：3,000円 | |

別表2(第4条・第5条・第6条関係)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|-----------|------------|--------------------------------|
| 理 事 長 | 日額：10,000円 | 実費額。ただし、自家用車の場合 は、1kmにつき20円 |
| 理事及び評議員会 | 日額：5,000円 | |
| 監事 | 日額：8,000円 | |
| 苦情対応第三者委員 | 日額：5,000円 | |

別表3(第7条関係)

| 旅 費 | 宿泊費 | 報 酬 | その他 |
|-----|------------|----------|-----|
| 実 費 | 1泊：12,000円 | 日額：5,000 | 実費額 |